令和４年３月２１日

トレーニング室・トレーニングセンターの利用人数等の緩和について

◎緩 和 実 施 日：令和４年３月２２日（火）から
◎緩和対象施設：３施設（武道館トレーニングセンター、総合体育館トレーニング室、西公園トレーニング室）

◎緩和内容（変更点）

〇武道館トレーニングセンター

１）利用人数　　２５人　⇒　３５人（１０人増員）

※利用区分、利用時間、利用料金等については変更なし。

２）**更衣室を使用可能とする。（ロッカーおよびシャワー室は使用不可）**

※使用時は、マスク着用の上、利用者同士の会話を避け速やかに更衣を済ませて滞在時間を最小限にとどめる。

〇総合体育館トレーニング室

１）利用人数　　１０人　⇒　１５人（５人増員）

※利用区分、利用時間、利用料金等については変更なし。

２）使用中止としていた、マシンの使用再開。

※バックエクステンションベンチ、デュアル・アジャスダブル・プーリーなど

３）**更衣室を使用可能とする。（ロッカーおよびシャワー室は使用不可）**

※使用時は、マスク着用の上、利用者同士の会話を避け速やかに更衣を済ませて滞在時間を最小限にとどめる。

〇西公園トレーニング室

１）利用人数　　５人　⇒　７人（２人増員）

※利用区分、利用時間、利用料金等については変更なし。

２）**更衣室を使用可能とする。（ロッカーおよびシャワー室は使用不可）**

※使用時は、マスク着用の上、利用者同士の会話を避け速やかに更衣を済ませて滞在時間を最小限にとどめる。